

第6回経済統計ワーキンググループ 議事概要

1 日 時 平成29年10月27日（金） 9:30～11:40

2 場 所 合同庁舎4号館 1214特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（座長）、河井 啓希、中村 洋一、宮川 努

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、千葉県、京都府

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野調査官

政策統括官（統計基準担当）：澤村審査官、宮内企画官、室井主査

4 議 事

- (1) 今後の審議における審議事項の整理について
- (2) 追加審議（農林水産統計関連）
- (3) 「国民経済計算体系的整備部会中間取りまとめ」において保留とされた事項の確認
- (4) 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更に係る答申（案）
（経済統計ワーキンググループ担当分）
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 今後の審議における審議事項の整理について
事務局から資料1-1及び資料1-2に基づき説明をした後、国民経済計算体系的整備部会との審議事項の整理が行われた。
- (2) 追加審議（農林水産統計関連）
事務局、農林水産省から資料2に基づき説明をした後、質疑応答が行われた。
主な質疑は以下のとおり。
 - ・食品流通段階別価格形成調査において、直売所、インターネット販売等（産地）卸売市場を経由しない流通を把握するとあるが、道の駅などの比較的大規模な直売所も調査の対象となるのか。→新しく計画している調査では、これまで調査の対象としていなかった市場流通以外の、生産者の直売や直売所などにおける販売についても調査を行う。

- 道の駅などで直売を行っているような大規模な出品者組合も調査に含めていただきたい。
- 新調査は、農林業センサスにおける経営体を母集団とし、家族経営体と家族以外の組織経営体から、出荷割合を調査する予定である。
 - ・農林業センサスは、労働力を的確に把握することは重要だが、労働力や経営上の指標の概念は、経済センサスと整合性がとれているのか。
- 労働者の区分については、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」においても議論されており、現在の農林業センサス独自の雇用期間を次回調査に向けて他の統計と比較可能なものとなるよう検討している。

《座長のまとめ》

- ・全て原案のとおり、了承いただいたということで整理したい。

- (3) 「国民経済計算体系的整備部会中間取りまとめ」において保留とされた事項の確認事務局から資料3に基づき説明をした後、質疑応答が行われた。
主な質疑は以下のとおり。

ア 一次統計調査における税抜額記入導入の可否等の取扱い

- ・価格を税抜きで調査し、消費税額を税務データを利用して推計する方針の説明があったが、商品単位で税務データを把握することは難しいのではないかと、税務データは、企業単位で捉えられるのか、推計方法を教えてほしい。また、軽減税率への対応について、導入している他国で確定している推計手法があったら教えてほしい。
- 税務データを利用した消費税額の推計方法については、まだ検討が進んでいるものではなく、30年度以降、次々回の平成38年経済センサス - 活動調査を見据えて検討を進めていく必要があるものとして記載した。基本的には、調査は税抜きで行い、その後の推計方法は、SNA及びIOの面からも検討する必要がある。また、税込価格でしか記載できないという小規模事業者が回答する価格を税抜きで推計できるか、という課題もあるので、時間をかけて検討していきたい。

特に、軽減税率が複雑になっているヨーロッパでは、税務データを利用して推計を行っているのでも、どこまで日本に適用できるかわからない。検討してまいりたい。

- ・欧州のインボイス方式と日本の帳簿方式では、情報量にかなり差があるため、消費税額の推計は、欧州でできて日本では難しいかもしれない。
- ・消費税の取扱いについて、一次統計調査を税抜き価格で一律に調査する方向で検討するというのか。そうであるなら、既に「選択制で税抜き、税込みのどちらで回答しても良いが、どちらであるのか明記してください。」で運用しているので、現在の資料における文言からは分かりづらいのではないかと。
- 御指摘のとおり、税抜き価格で統一することを明確にするよう修正する。

イ 常用労働者のより客観的な内訳区分の改善

- ・「統計調査における労働者区分に関するガイドライン（以下「労働者区分ガイドライン」という。）」について、国民生活・社会統計ワーキンググループの審議結果報

告（平成29年9月）では、労働者を把握している統計調査全般への適用拡大が記載されている一方、本日の次期基本計画における〈基本的な考え方〉のペンディング部分では、適用拡大に関する文言がないが、この二つの対応関係について教えていただきたい。

→当該ペンディング部分には、国民経済計算体系的整備部会における審議の中間取りまとめ（平成29年5月）の文言をそのまま入れている。国民生活・社会統計ワーキンググループの審議結果報告の文言の方が適当と判断されるならそのように修正したい。

→今年度内に、「労働者区分ガイドライン」の統計調査への適用の拡大が達成されるめどがあるなら、適用の拡大については次期基本計画には盛り込まず、その後改善を図るということで問題ないと思うが、達成に時間がかかるのならば、国民生活・社会統計ワーキンググループ会合における文言のとおり、引き続き同ガイドラインの適用拡大を推進していく必要がある。

→適用拡大については順次進めているが、5年の周期調査等、来年度以降ではないと着手できないものもある。

→平成29年度中に達成できるのであれば、次期基本計画には盛り込まない。現時点での程度の適用がされているのか、また今後どの程度適用の見込みがあるのか、状況報告をしていただかないと判断が難しいのではないかと。

→次回の会合までに主要な労働関連統計について適用状況を整理した資料を準備する。

《座長のまとめ》

- ・消費税の取扱いに関する文言については、税抜き価格に統一することの可否について検討することが分かるよう修文する。
- ・「労働者区分ガイドライン」については、次回会合で労働関連統計への適用の進捗状況を把握した後、再度審議する。

（4）公的統計の整備に関する基本的な計画の変更に係る答申（案）（経済統計ワーキンググループ担当分）

事務局から資料4に基づき説明をした後、質疑応答が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

ア 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

- ・先ほどの議論と同様に、「労働者区分ガイドライン」について、別表においても統計調査への適用拡大が必要であるとわかるように文言を統一する必要があるのではないかと。

→「労働者区分ガイドライン」の統計調査への適用拡大について、次期基本計画における本文だけではなく、別表にも盛り込むという方向で、次回検討する。

イ 環境・エネルギー関連の施策の展開を図るための統計整備

- ・環境・経済統合勘定（S E E A）について教えていただきたい。また、次期基本計画における本文では記載があるが、別表では、「産業・業務部門のエネルギー消費

に関する統計の体系的な整備の促進」と対応しているのか。

- 環境・経済統合勘定（S E E A）は国際的にも重要な取組であるが、実用的に分析する研究に使うには、まだ道が遠いので、重要性を認識しているという本文の表現にととどめているのではないか。
- 環境・経済統合勘定（S E E A）については内閣府が研究等を行っている。また、中国では緑色G D Pとして熱心に取組が進められている。
- 経済統計ワーキンググループ会合における以前の審議で、環境・経済統合勘定（S E E A）や持続可能な開発目標（S D G s）といった国際的な動きを視野に入れた議論が必要であるとしている。ただし、次期基本計画における本文で整理予定としており、別表には盛り込まないものとされたため、別表においては関連事項として整理している。

ウ 不動産関連統計の改善・体系的整備

- ・所有者不明土地の実態把握について、統計調査はされているのか。
- 統計調査はない。国土交通省が行っている地籍調査は、不動産登記簿上で所有者の所在の確認などを行うが、これは、統計調査ではなく、行政記録情報等を取りまとめているもの。ほかに、法務省が行う不動産登記簿における相続未了土地調査とこれらの結果に基づく全国の拡大推計（所有者不明土地問題研究会）や農林水産省が行う相続未登記農地等の実態調査がある。
- ・所有者不明土地に関しては、個々の土地の所有関係を所有主体の側からの調査では把握できない部分が相当ある。また、現時点で、公的統計としての対応が求められているわけではないので、今回の基本計画の中で具体的に記載するのは、困難ではないか。
- ・法人土地・建物基本調査について、統計委員会の議論を踏まえると、土地の所有・利用状況の把握よりも、土地の評価や価値の把握について、将来的に基本計画の中で検討していくべきではないか。
- 現在では建物については減耗率等から価値の評価が可能だが、土地の価値評価手法は課題である。
- ・法人土地・建物基本調査では土地の価格は調査していないのか。
- 土地の所有状況等についてのみ調査している。
- ・土地の価値の把握が重要であるとすると、各企業に土地の評価額を調査するのは、報告者負担も大きいため、統計調査の実施と結果の利用、統計のアウトプットとしてストック統計をつくることを分けて議論する必要があるのではないか。
- ・S N Aでは、この統計を賃貸料の推計に使うとの説明があったが、この統計から取引額が時価でわかるので、取引額をここから取って、政府関係は決算から取って、家計はその裏側から推計するので、重要な統計である。
- ・S N Aや産業連関表の不動産賃貸料は、この調査から得られる建物の賃貸比率を利用している。すなわち、行政記録から得られる建物の面積にこの調査から得られる賃貸されている面積の割合と賃料をかけて算出しているのではないか。
- ・建物を借りている企業もかなりあり、賃料がセクター間でどのように動いているか

見るためにも本統計は重要。ただし、個別データを加工してさらに利用価値を高めるといふ視点はあつるが、それを調査実施者に求めるよりも、推計の段階で考へていくことであると思ふ。むしろ、統計整備の目標には、ストック統計の整備などを記載しても良いのではないか。

→11月8日に法人土地・建物基本調査に係る部会審議があるので、その議論の方向性によつては、次回の合同会合で基本計画の修正が可能になるかもしれない。

- ・別表2（7）不動産関連統計のところの2番目に、「ストック統計の整備」や「SNAへの活用を視野に入れた」など記載するのも一案。関係省庁として、国土交通省のみならず内閣府も記載する必要があるかもしれない。次回、引き続き検討する。

エ 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実

- ・別表2（8）観光の「旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善」とは、民泊も含むのか。京都府にインバウンドの民泊が多く、実態把握が困難である。

→観光庁も民泊やクルーズ船による旅行者の把握を強化する方向にあり、旅行・観光消費動向調査の中で、民泊の実施を調査事項にしたり、クルーズ船の発着する港での対応も開始した。

→できるだけ新しい旅行形態をきちんと把握する方向で改善を進めてほしいし、表現は明確化する。

- ・民泊はシェアリングエコノミーに入る。次期基本計画で、「シェアリングエコノミーについて、把握は困難であるため、さらに研究が必要」と記載していることと整合性はとれるのか。
- ・現在、総務省と内閣府で進めているシェアリングエコノミーについての研究では、民泊を①サービスの供給側と②サービス需要側の両面から調査するのが通常の対応であるが、供給側の民泊業者、需要側の外国人を十分に捕捉できるのか制約がある。このため、③サービスの仲介業者から仲介している取扱高を調査することで捕捉率を高めることができなかつたと考へている。しかし、この方法においても、海外に所在する仲介業者の場合には、捕捉が難しくなる。このため、この3つの方法をどのように組み合わせ、シェアリングエコノミーの全体を把握するのが望ましいかが研究でのポイントとなると考へている。

→シェアリングエコノミーを包括的に捉える方法がない中で、少なくとも民泊の需要側の状況を捉えるアプローチがされているということまで記載できると良い。このことは、基本計画部会の中で議論したい。

オ グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

- ・別表の3のグローバル化への対応で、四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表が未対応となっているが、未対応のもうひとつは何か。

→その他金融法人調査で、日本銀行が29年度中に対応終了予定。

→本文の5ページの脚注にあるSDDSの未対応の項目を4つから3つに修正する。

- ・事項が混在しているのではないか。

→本文、別表ともに、①国際的な動向、②日本の国際貢献対応、③日本の国内的な対

応の順に整理する。

《座長のまとめ》

- ・「労働者区分ガイドライン」について、次回、統計調査への適用拡大の実態を確認した後、本文と別表を修文する。
- ・不動産関連統計のペンディング部分については、法人土地・建物基本調査の変更に係るサービス統計・企業統計部会の議論も踏まえて、次回、引き続き検討する。
- ・観光については、新しい旅行形態に例示を加えるなど表現を明確化する。
- ・民泊などシェアリングエコノミーの計測について、研究成果を踏まえ基本計画部会で検討する。
- ・グローバル化への対応については、項目の順番を工夫する。
- ・その他の事項については、原案のとおり御了承いただいたとして整理したい。

(5) その他

次回の経済統計ワーキンググループ会合は、国民経済計算体系的整備部会との合同会合として、11月9日（木）9時半から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>